

現在の介護保険制度の概要

○介護保険制度において、被保険者および受給者は**40歳以上**に限定されている。40歳～64歳までの「第2号被保険者」は16の特定疾病によって要介護(要支援)状態となった場合に限定され、負担と給付に非対称性が存在する。

被保険者

第1号被保険者：
65歳以上の人

第2号被保険者：
40歳から64歳までの医療保険加入者

介護サービスを利用できる人 (受給要件)

○要介護者
入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的な動作の全部または一部について、6ヶ月にわたり継続して、常時介護を要すると見込まれる状態である人。

○要支援者
身体上または精神上的の障害があるために、6ヶ月にわたり継続して、日常生活を営むのに支障があると見込まれる状態であって、要介護状態以外の状態である人。

○老化に起因する疾病(特定疾病※)によって要介護(要支援)状態となった者

※特定疾病

- ・末期がん
- ・関節リウマチ
- ・ALS
- ・脳血管疾患
- ・パーキンソン病関連疾患 など16疾患

保険料

5, 514円(第6期:2015～2017年度)
※全国平均

5, 432円(被用者保険平均、2016年10-3月)
※事業主負担分、公費分を含む